

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 0 号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和 25 年川崎市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 58 号様式備考第 1 項第 1 号中「第 64 条第 1 号ア」を「第 64 条第 1 項第 1 号ア及びウ」に改め、同項第 2 号中「第 64 条第 1 号イ」を「第 64 条第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 3 号中「第 64 条第 1 号ウ」を「第 64 条第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 4 号中「第 64 条第 1 号エ」を「第 64 条第 1 項第 1 号オ」に改め、同項第 5 号中「第 64 条第 2 号イの小型特殊自転車」を「第 64 条第 1 項第 2 号イの小型特殊自動車」に改める。

別表第 59 号様式の 2 中

「

☐	第一種 一般原付 (0.05L 又は 0.6kW 以下)
☐	第一種 特定原付 (0.6kW 以下)
☐	第二種 乙 (0.09L 又は 0.8kW 以下)
☐	第二種 甲 (0.125L 又は 1.0kW 以下)
☐	ミニカー

」

を

「

☐	第一種 一般原付 (総排気量 0.05L 又は定格出力 0.6kW 以下)
☐	第一種 一般原付 (総排気量 0.125L 以下かつ最高出力 4.0kW 以下)
☐	第一種 特定原付 (定格出力 0.6kW 以下)
☐	第二種 乙 (総排気量 0.09L 又は定格出力 0.8kW 以下)
☐	第二種 甲 (総排気量 0.125L 又は定格出力 1.0kW 以下)
☐	ミニカー

」

に、

「

長 さ		幅	最高速度
cm		cm	km/h
販 譲 売 渡 証 明 書	上 記 ☐ 原動機付自転車（特定原付を除く。）・ ☐ 特定原付・ ☐ 小型特殊自動車を 販売又は譲渡したことを証明します。		
	年 月 日		
	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	電 話 番 号		

を

長 さ	幅	最高速度	最高出力
cm	cm	km/h	kW
販 譲 売 渡 証 明 書	上 記 原動機付自転車 ☐ 第一種 一般原付（総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下） ☐ 第一種 一般原付（総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下） ☐ 第一種 特定原付（定格出力0.6kW以下） ☐ 第二種 乙（総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下） ☐ 第二種 甲（総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下） ☐ ミニカー ☐ 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。		
	年 月 日		
	住所又は所在地		
	氏名又は名称		
	電 話 番 号		

に改める。

別表第 5 9 号様式の 3 中

☐ 第一種 一般原付(0.05L又は0.6kW以下)
☐ 第一種 特定原付(0.6kW以下)
☐ 第二種 乙(0.09L又は0.8kW以下)
☐ 第二種 甲(0.125L又は1.0kW以下)
☐ ミニカー

」

を

「

☐ 第一種 一般原付
(総排気量 0.05L 又は定格出力 0.6kW 以下)

☐ 第一種 一般原付
(総排気量 0.125L 以下かつ最高出力 4.0kW 以下)

☐ 第一種 特定原付 (定格出力 0.6kW 以下)

☐ 第二種 乙
(総排気量 0.09L 又は定格出力 0.8kW 以下)

☐ 第二種 甲
(総排気量 0.125L 又は定格出力 1.0kW 以下)

☐ ミニカー

」

に、

「

長 さ	幅	最高速度
cm	cm	km/h

」

を

「

長 さ	幅	最高速度	最高出力
cm	cm	km/h	kW

」

に改める。

別表第 6 0 号様式中

「

総 排 気 量	
又 は	
定 格 出 力	

」

を

「

総排気量 又は 定格出力		最高出力	
--------------------	--	------	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
。